

平成23年3月15日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会 御中
各都道府県知事部局（私学担当）

文部科学省初等中等教育局教職員課

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に関する
教員免許更新制における円滑な手続き等について（通知）

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に被災した教員及び被災地域において、教員免許更新制における手続きが円滑に行われるため、更新講習修了確認申請等に係る事務の取扱いに当たっては、下記の事項について御留意いただくようお願いします。

また、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、本通知の趣旨について御周知いただくようお願いします。

記

1. 第1グループで、修了確認期限の2か月延期を行っている者について

(1) 更新講習を受講・修了済の者

① 更新講習修了確認の申請

修了確認申請は、本人からの申請により行うこととされているが、本人が震災で被災している場合等により、修了確認期限までに本人が申請を行うことが困難な場合は、学校長、市町村教育委員会又は任命権者としての都道府県教育委員会等からの代理申請により、修了確認申請の手続きを円滑に行うことが考えられること。

なお、本人の申請の意志を確認することができない場合は、本人が更新講習の受講を修了していることをもって修了確認を受ける意志があるものと推測されることから、上記のとおり代理申請を行うことも可能であること。

② 修了（履修）証明書の発送遅延等

講習を修了し、大学等において修了（履修）証明書を発送・送付する際に、郵便事情の支障等受講者本人に届きにくい、又は時間に制限がある場合、可能な限り本人の依頼・了解のもと、大学等からファックス等による免許管理者への連絡、後日正式な修了（履修）証明書を発送するなど、大学等が免許管理者と連絡を密にすることにより円滑な手続きを行うことが考えられること。

③ 被災による修了（履修）証明書の紛失

被災により、申請者が修了（履修）証明書を紛失した場合は、申請者本人又は代理の者が開設者に対して同証明書の再発行を請求することが可能であること。

なお、本人の手元に届くことが困難な場合には、①と同様に、本人の依頼・了解のもと、大学等からファックス等による免許管理者への連絡、後日正式な修了（履修）証明書を発送するなど、大学等が免許管理者と連絡を密にすることにより円滑な手続きを行うことが考えられること。

(2) 更新講習受講予定であったが、受講できなくなった者

修了確認期限は、一定のやむを得ない事由に該当する場合に延期することができることとなっており、震災で被災している場合、2か月延期した場合も含め、延期された申請期限（最大3月31日）までに申請することにより、更に修了確認期限を延期することが可能であること。

なお、この場合において、本人が自ら修了確認期限の延期の申請を行うことが困難な場合、(1) ①と同様に、学校長、市町村教育委員会又は任命権者としての都道府県教育委員会等からの代理申請により、修了確認申請の手続きを行うことも可能であること。

また、延期後の修了確認期限以後もやむを得ない事由が続くことが見込まれることとなった場合には、更に延期期間の変更を行うことも考えられること。

2. 第2グループ以降の者について

今回の震災に被災している場合等により、免許状更新講習を受けることができない時期があるなどの場合、地震等により交通が困難な場合又はその他免許管理者がやむを得ない事由と認める事由があることにより、必要に応じ、修了確認期限が延期できること。

事 務 連 絡
平成23年6月14日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 御 中
各 都 道 府 県 知 事 部 局 (私 学 担 当)

文部科学省初等中等教育局教職員課

教員免許更新制における免許状更新講習の受講及び円滑な手続き等について（事務連絡）

教員免許更新制については、今後、平成24年3月末日に修了確認期限を迎える者（「第2グループ」）が講習受講期間の2年目として、平成25年3月末日に修了確認期限を迎える者（「第3グループ」）が1年目として、平成23年度に免許状更新講習を受講することとなります。

関係各位におかれましては、関係者への周知等引き続き適切な取り組みをお願いいたします。

1. 免許状更新講習の受講について

平成23年度の免許状更新講習の開設数については、5月16日付の第5回認定までに、昨年度の認定数を上回る講習が認定されており、全国的に見れば、概ね必要な規模の講習が開設されることとなっています。（別添資料参照）

しかしながら、各地域における講習の開設状況や第2グループの平成22年度における受講状況は、都道府県によっても差異があると考えられ、特に、第2グループの受講状況によっては、平成23年度の免許状更新講習を、希望する地域で受講することが困難な状況が起こる可能性もあります。また本年度は、今回の震災の影響により、年間計画等を変更する幼・小・中・高等学校等及び大学もあることから、当初希望をしていた時期に受講ができない可能性もあり得ます。このため、対象となる教員に対しては、なるべく早めからの講習の開設情報の入手や、受講の申込み等余裕をもった手続きを促すなど、適切な情報提供等をお願いいたします。

また、所管の学校及び域内の市町村教育委員会等に対し、対象となる教員の状況を把握し、更新講習の受講を促すとともに、修了確認申請や免除の認定申請等、免許管理者への必要な手続きを確実に行うよう周知いただくようお願いいたします。更に、第2グループ以降の受講状況等によっては、地元の大学等に免許状更新講習のさらなる開設を働きかけるなど、受講機会の確保について適切な対応をお願いいたします。

2. 今回の震災により更新講習の受講が困難な場合について

平成23年3月末日が修了確認期限であった者のうち修了確認期限の延期の手続きを行っている教員及び第2グループ以降の教員において、今回の震災により被災している等により、免許状更新講習を受けることができない時期がある場合や、被災地域以外の地域においても、教育委員会による被災地域への派遣等に伴い免許状更新講習の受講が困難な場合等については、平成23年3月15日付「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に関する教員免許更新制における円滑な手続き等について（通知）」でもお知らせしたように、「地震等により交通が困難な場合又はその他免許管理者がやむを得ない事由と認める事由があることにより、必要に応じ、修了確認期限が延期できること」の趣旨にかんがみ、修了確認期限の延期が可能となっていることを併せてご留意いただくようお願いいたします。

（本件連絡先）

文部科学省初等中等教育局教員免許企画室

田中、松本（内線：2451）

電話番号：03-5253-4111

Mail：menkyo@mext.go.jp

平成21、22、23年度更新講習の開設状況比較(必修領域)

	平成21年度認定 (全12回認定分)		平成22年度認定 (全12回認定分)		平成23年度 開設予定 (平成22年 12月時点)	平成23年度認定 (第1～5回認定分)		(参考) 対象の現職教員数	
	受入定員	受入定員 (A)	受入定員	受入定員の 前年度比較 (B-A)		受入定員	受入定員の 前年度比較 (D-B)	第2 グループ	第3 グループ
北海道	7,965	4,010	-3,955	3,855	4,265	255	3,537	3,822	
青森県	1,150	1,180	30	830	800	-380	1,102	1,130	
岩手県	1,900	1,300	-600	1,200	1,220	-80	1,240	1,253	
宮城県	1,950	1,250	-700	1,300	1,350	100	1,538	1,670	
秋田県	960	800	-160	800	850	50	809	910	
山形県	1,070	1,020	-50	910	950	-70	953	935	
福島県	1,810	1,780	-30	1,880	1,890	110	1,441	1,499	
茨城県	2,225	1,610	-615	1,570	1,520	-90	2,143	2,565	
栃木県	1,640	1,070	-570	1,590	1,540	470	1,422	1,508	
群馬県	2,300	990	-1,310	1,470	1,710	720	1,612	1,658	
埼玉県	4,710	2,000	-2,710	2,400	2,940	940	3,622	3,727	
千葉県	4,440	1,490	-2,950	2,210	2,690	1,200	3,880	4,090	
東京都	12,978	4,200	-8,778	5,010	6,270	2,070	5,365	5,513	
神奈川県	4,860	2,595	-2,265	1,315	3,938	1,343	3,460	4,325	
新潟県	1,550	910	-640	1,280	1,280	370	1,565	1,719	
富山県	1,200	820	-380	830	800	-20	800	840	
石川県	900	685	-215	570	620	-65	836	886	
福井県	920	390	-530	900	960	570	630	615	
山梨県	850	820	-30	800	800	-20	797	861	
長野県	1,230	1,135	-95	1,050	1,110	-25	1,500	1,550	
岐阜県	1,575	1,730	155	1,680	1,690	-40	1,477	1,567	
静岡県	3,310	2,230	-1,080	2,040	2,065	-165	2,470	2,510	
愛知県	5,760	2,870	-2,890	3,840	4,810	1,940	3,955	4,115	
三重県	1,870	1,180	-690	1,200	1,200	20	1,503	1,662	
滋賀県	1,300	360	-940	700	820	460	1,258	1,308	
京都府	2,800	1,310	-1,490	1,170	1,430	120	1,740	1,888	
大阪府	5,515	4,380	-1,135	4,665	4,465	85	4,990	4,929	
兵庫県	3,400	1,980	-1,420	1,005	2,270	290	2,832	3,089	
奈良県	1,740	300	-1,440	800	800	500	986	1,020	
和歌山県	1,520	1,280	-240	1,120	1,120	-160	829	820	
鳥取県	720	600	-120	700	700	100	550	606	
島根県	740	950	210	1,100	1,100	150	772	823	
岡山県	2,790	2,340	-450	2,340	2,340	0	1,700	1,700	
広島県	2,940	1,330	-1,610	1,530	1,510	180	2,340	2,296	
山口県	1,390	1,150	-240	990	1,260	110	1,200	1,300	
徳島県	600	360	-240	580	580	220	625	640	
香川県	1,230	1,050	-180	1,000	1,050	0	920	959	
愛媛県	1,400	800	-600	1,000	1,000	200	1,104	1,224	
高知県	1,130	730	-400	700	700	-30	701	752	
福岡県	4,420	2,890	-1,530	3,120	3,450	560	3,292	3,636	
佐賀県	800	800	0	880	880	80	762	830	
長崎県	1,540	1,540	0	1,650	1,650	110	1,137	1,270	
熊本県	2,140	1,290	-850	1,110	1,300	10	1,250	1,551	
大分県	1,110	600	-510	900	900	300	1,088	1,067	
宮崎県	1,240	490	-750		1,070	580	873	927	
鹿児島県	3,010	1,760	-1,250	1,610	1,886	126	1,260	1,408	
沖縄県	1,190	980	-210	1,600	1,730	750	1,184	1,256	
全国	100	75	-25	80	80	5	-	-	
対面講習 小計	113,888	67,410	-46,478	70,880	81,359	13,949	-	-	
通信等	39,080	23,950	-15,130	22,300	22,450	-1,500	-	-	
総計	152,968	91,360	-61,608	93,180	103,809	12,449	81,050	86,229	

※「第2グループ」は最初の修了確認期限が平成24年3月31日、「第3グループ」は最初の修了確認期限が平成25年3月31日の現職教員。「第2グループ」の現職教員のうち、既に平成22年度に講習を受講している人数は把握していない。

平成21、22、23年度更新講習の開設状況比較(選択領域)

	平成21年度認定 (全12回認定分)		平成22年度認定 (全12回認定分)		平成23年度 開設予定 (平成22年 12月時点)	平成23年度認定 (第1～5回認定分)		(参考) 対象の現職教員数	
	受入定員	受入定員 (A)	受入定員	受入定員の 前年度比較 (B-A)		受入定員	受入定員の 前年度比較 (D-B)	第2 グループ	第3 グループ
北海道	7,062	3,979	-3,083	3,951	4,630	650	3,537	3,822	
青森県	1,828	1,326	-502	1,105	1,056	-271	1,102	1,130	
岩手県	1,646	1,083	-563	1,141	1,253	170	1,240	1,253	
宮城県	3,021	1,806	-1,215	1,712	1,868	62	1,538	1,670	
秋田県	1,814	1,344	-470	870	1,269	-75	809	910	
山形県	1,163	902	-261	808	931	28	953	935	
福島県	2,197	1,951	-246	1,848	1,931	-20	1,441	1,499	
茨城県	2,517	1,784	-733	1,609	1,593	-191	2,143	2,565	
栃木県	2,654	1,207	-1,447	1,168	1,208	1	1,422	1,508	
群馬県	3,146	1,332	-1,814	1,702	2,016	684	1,612	1,658	
埼玉県	4,954	2,093	-2,861	2,245	3,090	997	3,622	3,727	
千葉県	5,534	1,830	-3,704	1,625	2,734	904	3,880	4,090	
東京都	15,580	6,567	-9,013	6,219	8,359	1,792	5,365	5,513	
神奈川県	6,128	2,193	-3,935	1,194	3,046	853	3,460	4,325	
新潟県	2,358	1,557	-801	1,611	1,913	357	1,565	1,719	
富山県	2,082	1,042	-1,040	995	1,008	-33	800	840	
石川県	1,494	914	-580	909	943	28	836	886	
福井県	1,353	758	-595	880	1,204	445	630	615	
山梨県	1,017	910	-107	920	907	-3	797	861	
長野県	1,444	1,340	-104	1,193	1,352	12	1,500	1,550	
岐阜県	3,309	2,612	-697	2,711	2,592	-20	1,477	1,567	
静岡県	4,158	1,968	-2,190	1,907	2,023	55	2,470	2,510	
愛知県	7,882	3,566	-4,316	4,220	4,343	777	3,955	4,115	
三重県	1,880	1,456	-424	1,473	1,552	96	1,503	1,662	
滋賀県	1,487	462	-1,025	835	882	420	1,258	1,308	
京都府	3,366	1,764	-1,602	929	1,814	50	1,740	1,888	
大阪府	6,238	3,739	-2,499	2,056	3,921	182	4,990	4,929	
兵庫県	3,807	1,831	-1,976	998	2,301	470	2,832	3,089	
奈良県	1,982	430	-1,552	923	915	485	986	1,020	
和歌山県	1,647	1,399	-248	1,296	1,291	-108	829	820	
鳥取県	730	510	-220	623	746	237	550	606	
島根県	1,250	1,231	-19	1,183	1,236	5	772	823	
岡山県	2,339	1,640	-699	1,732	1,745	105	1,700	1,700	
広島県	3,791	2,232	-1,559	2,072	2,268	36	2,340	2,296	
山口県	1,763	1,375	-388	1,271	1,458	83	1,200	1,300	
徳島県	1,045	552	-493	724	772	221	625	640	
香川県	1,755	1,333	-422	1,319	1,312	-21	920	959	
愛媛県	1,556	1,187	-369	1,133	1,146	-41	1,104	1,224	
高知県	1,382	1,155	-227	899	989	-166	701	752	
福岡県	3,943	3,162	-781	3,011	3,189	27	3,292	3,636	
佐賀県	847	607	-240	791	755	148	762	830	
長崎県	2,772	2,185	-587	2,046	2,100	-85	1,137	1,270	
熊本県	2,175	1,317	-858	1,124	1,387	70	1,250	1,551	
大分県	1,350	740	-610	842	828	89	1,088	1,067	
宮崎県	1,204	417	-787	30	933	516	873	927	
鹿児島県	2,817	1,917	-900	1,636	2,068	151	1,260	1,408	
沖縄県	2,451	1,306	-1,145	1,182	1,679	373	1,184	1,256	
全国	570	482	-88		387	-95	—	—	
対面講習 小計	138,488	78,492	-59,996	72,671	88,941	10,449	—	—	
通信等	139,650	60,753	-78,897	44,206	69,092	8,338	—	—	
総計	278,138	139,245	-138,893	116,877	158,033	18,788	81,050	86,229	

※「第2グループ」は最初の修了確認期限が平成24年3月31日、「第3グループ」は最初の修了確認期限が平成25年3月31日の現職教員。「第2グループ」の現職教員のうち、既に平成22年度に講習を受講している人数は把握していない。

○文部科学省令第二十六号

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第二項の規定に基づき、東日本大震災に伴う教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十三年七月二十六日

文部科学大臣 高木 義明

東日本大震災に伴う教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間の特例に関する省令

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）において使用する用語の例による。

（改正法附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間の特例）

第二条 免許管理者が、改正法附則第二条第四項の規定に基づき、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に起因するやむを得ない事由により、旧免許状所持現職教員がその修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めて当該修了確認期限を延期した場合において、当該旧免許状所持現職教員が延期前の修了確認期限の二年二月前の日の翌日から延期後の修了確認期限の二年二月前の日までの間に免許状更新講習を行う者による免許状更新講習の課程の一部の履修の認定を受けているときは、当該旧免許状所持現職教員に係る改正法附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）附則第四条の規定にかかわらず、当該旧免許状所持現職教員が当該認定を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も早い日）から改正法附則第二条第四項の規定による延期後の修了確認期限までの期間とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年三月十一日から適用する。

23文科初第548号
平成23年7月26日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事 殿
各 国 立 大 学 長
各構造改革特別区域法第19条1項の認定を受けた市区町村の教育委員会

文部科学省初等中等教育局長

山 中 伸 一

(印影印刷)

東日本大震災に伴う旧免許状所持現職教員の更新講習修了確認期間
の特例に関する省令の施行について（通知）

このたび、「東日本大震災に伴う教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間の特例に関する省令（平成23年文部科学省令第26号）」（以下「特例省令」という。）が、平成23年7月26日に公布されました。

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第2項に規定する旧免許状所持現職教員は、修了確認期限までの2年2月の間（以下「更新講習修了確認期間」という。）において、免許状更新講習の課程を修了したことについての免許管理者による確認を受けなければならないこととされており、この更新講習修了確認期間は、修了確認期限を延期した場合、延期後の修了確認期限までの2年2月とされているところです。

今回の特例省令は、免許管理者である都道府県教育委員会が、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に起因するやむを得ない事由により、旧免許状所持現職教員がその修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めて当該修了確認期限を延期した場合において、当該旧免許状所持現職教員が、延期前の更新講習修了確認期間で、かつ延期後の更新講習修了確認期間に含まれない期間において

免許状更新講習の修了認定を受けている場合は、当該認定を受けた日から延期後の修了確認期限までの期間を、更新講習修了確認期間とする特例措置を講ずるものです。

また、この特例省令は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用することとしており、同日以後、東日本大震災による被災等を理由に修了確認期限を延期した場合には特例の対象となります。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会、市区町村長及び所管の学校その他の教育機関に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校その他の教育機関に対して、各都道府県知事におかれては、所管の学校及び学校法人等に対して、国立大学長におかれては、管下の学校に対して、及び各構造改革特別区域法第19条第1項の認定を受けた市区町村の教育委員会におかれては、授与した特例特別免許状を有する現職教員が配置されている所管の学校その他の教育機関に対して、本特例省令の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

なお、本特例省令は、Q&A と併せて文部科学省のホームページに掲載する予定としておりますので、ご参照ください。

(参考) 文部科学省ホームページ：

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm

(本件担当)

文部科学省

初等中等教育局教職員課教員免許企画室

免許係 松本、小坂

電 話：03-5253-4111 (内線：2451)

F A X：03-6734-3742

M a i l：menkyo@mext.go.jp

平成23年度教員資格認定試験における被災者の 添付書類の提出期限延長について

このたびの東日本大震災によって被害に遭われた方々に心からのお見舞いを申し上げます。文部科学省では、被災された方々が平成23年度教員資格認定試験に出願される際に必要となる添付書類の提出期限延長を措置します。

被災者の添付書類の提出期限延長

- 幼稚園・小学校・特別支援学校の各試験において共通の取扱いです。
- 被害に遭われた方々、又は過去に被災地域で保育所等での勤務経験を有する方々を対象に、出願時に提出が必要な添付書類である卒業証明書、戸籍抄本、住民票の写し、写真等【幼稚園のみ、保育士資格の所有証明書類、勤務証明書等を含む】の提出期限について下記日時まで延長します。

■平成23年6月27日（月）午後5時までに各試験実施大学へ郵送・必着のこと。

- 上記の添付書類の提出期限延長を希望する方は、出願時に『罹災証明書』など現在又は過去において被災地に居住又は在勤していることがわかる書類が必要になります。
ただし、『罹災証明書』などの書類提出が困難な場合は、「添付書類の提出期限延長を希望する」旨を受験場所として予定している別紙記載の試験実施大学へ必ずご連絡の上、受験要領の配布の際に添付しております受験願書一式のみ、通常の受付期限日である平成23年6月17日（金）までにご提出下さい。
- 受験場所として予定している試験実施大学へご連絡後に、添付書類の提出期限延長を希望された方々で、添付書類を提出期限までに揃えることが難しい場合には、別紙記載の各試験実施大学へご連絡下さい。
- ◎ 『小学校教員資格認定試験第1次試験を、宮城教育大学での受験を希望する方へ』必ず、横浜国立大学教育人間科学部入試係に連絡して下さい。
- ◎ 各試験実施大学の担当部署にご連絡する際には必ず、氏名・携帯電話番号・E-mailアドレス・FAX番号など、確実な連絡先をお知らせ下さい。

本件についてのお問い合わせ先

○文部科学省初等中等教育局教職員課現職教育係
(中山、石橋、周藤)
TEL03-(6734)-2457 FAX03-6734-3742
E-mail nintei@mext.go.jp

○教員資格認定試験の文部科学省HP掲載箇所
↓
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/nintei/1305209.htm

《今後の試験実施に向けてのスケジュール》

出願期間：(幼稚園・小学校・特別支援学校共通)
：平成23年6月3日(金)～17日(金)

第一次試験日：(幼稚園) 平成23年9月4日(日)
：(小学校) 平成23年9月3日(土)～4日(日)
：(特別支援学校) 平成23年8月7日(日)

＜幼稚園試験実施大学の担当部署及び所在地＞

- 北海道教育大学学務部教務課
〒002-8501 北海道札幌市北区あいの里5条3-1-3 電話011(778)0328
- 宮城教育大学教務課教育実習係
〒980-0845 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉149 電話022(214)3333
- 埼玉大学学務部教育学部支援室
〒338-8570 埼玉県さいたま市桜区下大久保255 電話048(858)3946
- 東京学芸大学学務部教育企画課資格認定試験係
〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1 電話042(329)7193
- 金沢大学学生部学務課総務係
〒920-1192 石川県金沢市角間町 電話076(264)5156
- 愛知教育大学教育研究支援部教務課総務係
〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1 電話0566(26)2165
- 大阪教育大学学務部教務課
〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1 電話072(978)3320
- 岡山大学教育学系事務部庶務グループ
〒700-8530 岡山県岡山市北区津島中3-1-1 電話086(251)7585
- 香川大学教育学部学務係
〒760-8522 香川県高松市幸町1-1 電話087(832)1428
- 福岡教育大学教育支援課
〒811-4192 福岡県宗像市赤間文教町1-1 電話0940(35)1248

＜小学校試験実施大学の担当部署及び所在地＞

- 東京学芸大学学務部教育企画課資格認定試験係
〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1 電話042(329)7193
- 横浜国立大学教育人間科学部入試係
〒240-8501 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台79-2 電話045(339)3261
- 静岡大学教育学部学務係
〒422-8529 静岡県静岡市駿河区大谷836 電話054(238)4578
- 岡山大学教育学系教務学生係
〒700-8530 岡山県岡山市北区津島中3-1-1 電話086(251)7602
- 熊本大学教育学部事務ユニット教務担当
〒860-8555 熊本県熊本市黒髪2-40-1 電話096(342)2522

＜特別支援学校試験実施大学の担当部署及び所在地＞

- 筑波大学附属学校教育局学校支援課
〒112-0006 東京都文京区小日向2-16-15 (旧文京区立第五中学校)
電話03(3942)6811